

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

江戸川区子ども医療費助成条例（平成五年十月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十五歳」を「十八歳」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

子どもの健やかな育成のため、本案を提出いたします。